国家公安委員会	八、〇五四人	一　警察庁の職員の定員とする。 二　うち、二、三一二人は、警察官の定員とする。
個人情報保護委員会	二三一人	事務局の職員の定員とする。
カジノ管理委員会	一六七人	事務局の職員の定員とする。
金融庁	一、六五四人	
消費者庁	四六五人	
こども家庭庁	四六五人	

附則第二項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「（定員の期間別の特例）」を付し、同項の表を次のように改める。

区分	期間	定員	備考
総務省	令和六年九月三十日までの間	四、八七八人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
法務省	令和六年十二月三十一日までの間	五五、五四二人	一　うち、一人は、特別職の職員の定員とする。 二　うち、一一、八六九人は、検察庁の職員の定員とする。
財務省	令和六年九月三十日までの間	七三、四〇二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
経済産業省	令和六年九月三十日までの間	八、一〇〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。
国土交通省	令和六年九月三十日までの間	六〇、二一〇人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。

附則第三項を削る。

附　則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

文部科学省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第八十八号

文部科学省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十一条の二」に改める。

第四条第十二号中「第二十八条」を「第二十七条」に改め、同条第十三号中「第三十条第九号」を「第二十九条第九号」に改め、同条第十四号中「第三十一条第六号及び第三十四条第八号」を「第三十条第六号及び第三十四条第九号」に改め、同条中第四十号を第四十一号とし、第三十一号から第三十九号までを一号ずつ繰り下げ、第三十号の次に次の一号を加える。

三十一　外国人に対する日本語教育に関すること（外交政策に係るもの及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）。

第二十四条の見出し中「課」を「課等」に改め、同条中「七課」の下に「及び参事官一人」を加え、「調査企画課」を削り、「男女共同参画共生社会学習・安全課」を「男女共同参画共生社会学習・安全課」に改める。

第二十六条を削り、第二十七条を第二十六条とし、第二十八条から第三十一条までを一条ずつ繰り上げ、第一章第二節第三款第二目に次の二条を加える。

（日本語教育課の所掌事務）

第三十一条　日本語教育課は、外国人に対する日本語教育に関する事務（外交政策に係るもの並びに高等教育局及び国際教育課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（参事官の職務）

第三十一条の二　参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　教育、スポーツ、文化及び宗教に係る調査及び研究に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関すること。

二　教育、スポーツ、文化及び宗教に係る統計に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

三　児童及び生徒の学力の状況に関する全国的な調査及び分析に関すること（初等中等教育局の所掌に属するものを除く。）。

四　外国の教育事情に関する調査及び研究に関すること。

五　国立教育政策研究所の組織及び運営一般に関すること。

第三十二条中「修学支援・教材課」を「学校情報基盤・教材課」に改める。

第三十四条中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　経済的理由によって就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励のための補助に関すること。

第三十五条第七号中「修学支援・教材課」を「学校情報基盤・教材課」に改める。

第三十九条の見出し中「修学支援・教材課」を「学校情報基盤・教材課」に改め、同条中「修学支援・教材課」を「学校情報基盤・教材課」に改め、第三号から第七号までを削り、第二号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四　幼稚園等における情報通信機器その他の視聴覚教育メディアの整備及び利用（情報通信機器の利用に限る。）並びに情報通信ネットワークの整備（学校施設の整備に係るものを除く。）及び利用に関すること。

第三十九条中第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第四十七号）第八条第一項に規定する学校教育情報化推進計画の作成及び推進に関すること。

二　幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼稚園等」という。）における情報通信の技術を活用した効果的な事務の処理並びに情報通信の技術の活用を支援する人材の育成及び確保（第六号及び第七号において「情報通信技術の活用等」という。）に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。